

令和7(2025)年度～令和11(2029)年度

みよし市こども計画

概要版



令和7(2025)年3月

みよし市

01 || 計画策定の趣旨

近年では、こどもや子育てを取り巻く環境が大きく変化し、子育て負担の増大、こどもの貧困や健康問題の多様化、ヤングケアラーの増加など、複雑化する問題（課題）に直面しています。また、ＩＣＴやデジタル技術が普及する現代社会では、新たなリスクへの対応も求められており、これらの環境変化に対応するためには、家庭、地域、行政、学校などが連携し、子育てを支える仕組みを整えることが重要で、こどもの健全な成長を支えるため、社会全体で柔軟かつ包括的な支援体制の構築が求められています。

このような背景の下、令和 5（2023）年 4 月には「こども基本法」が施行し、全てのこどもや若者が、自立した個人として等しく健やかに成長し、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向け、行政を始め地域社会全体で支援していくことが求められています。

前計画が令和 6（2024）年度をもって計画期間を満了することに伴い、社会情勢の変化や国の法制度の改正、みよし市の現状を踏まえ、新たに「みよし市こども計画（以下、「本計画」という）」を策定します。本計画では、本市における切れ目のないこども・子育て支援の充実を図るとともに、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組を推進していきます。

02 || 計画の期間

こども基本法においては市町村こども計画の計画期間が定められていませんが、本計画に内包する子ども・子育て支援事業計画は 5 年毎に見直しを行うこととなっているため、本計画の期間は、令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度までの 5 年間とします。国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化を見極めながら、柔軟に取り組みます。

なお、国の法制度の改正等があれば、必要に応じて見直しを行うこととします。

03 || 計画の対象となるこども・若者

本計画の対象とするこども・若者の年齢は、必要な施策毎に対象者を定めることとします。

なお、本計画におけるこども・若者の範囲は、0 歳から概ね 30 歳未満までとし、「乳児期（0 歳から 5 歳まで）」、「学童期（6 歳から 12 歳まで）」、「思春期（13 歳から 18 歳まで）」、「青年期（19 歳から 29 歳まで）」と区分しますが、施策によっては「ポスト青年期（30 歳から 39 歳まで）」の者も対象とします。



04 | こども・若者の意見表明

みよし市では本計画を策定するに際し、3回にわたりこども会議を開催しました。

こども会議では、こどもの権利、こどもの居場所、声を発しにくいこどもの意見をどう拾い上げていくのかなど、こども目線で協議しました。

第3回こども会議では、計画の基本理念の実現に向け、「みよし市がこんなまちになったらいいのにな!」というテーマで、参加者がアイデアを出し合い、みよし市ミライ新聞を作るなどの活動をしました。

- ▶ みよしゴミ0大作戦
- ▶ 全ての公園にゴミ箱を!!
- ▶ 公園ポイ活!バスを無料に(こども限定)
- ▶ 1つで3役!スペシャル公民館!
- ▶ 外でも室内でも遊べるこどもだけの場所
- ▶ すべての公園屋根づけ計画
- ▶ 誰でも使える!みんなの「公園」
- ▶ みよし市 3よし+プラス公園計画
- ▶ こどもから大人まで楽しめる!
テーマパークがみよし市に建つことが決定!
- ▶ みんなでごはんが食べられるイベントが
はじまりました!!
- ▶ サスティナブルなフリーマーケット始まる!
- ▶ 年に1度だけ!!ミニゲーム始めまーす!
- ▶ 自転車の接触事故をなくす
自転車専用道路設置!2025年
- ▶ すべての道が広がる大作戦!!
- ▶ みよし市内のどこにでも行ける!?
- ▶ どこにでも行ける!!
- ▶ かるがる帰ろう
- ▶ 学区別ひなん訓練大会!!
- ▶ いじめが起きたら、すぐに防止!!



05 || 計画の理念

本計画では、こどもの最善の利益を実現する視点から、こどもたちが健やかに成長できるまちを実現するとともに、親世代にとって安心して子育てができるまち、育てる喜びを感じられるまちを目指すことを基本理念とします。

 全てのこどもの健やかな成長と 
こどもの想いをまんやかに 笑顔輝くまち みよし
～「いま」と「みらい」をつなぐまち～

06 || 計画の基本目標

I 安心してこどもを育てられる支援が整ったまち

こども・子育て支援事業の充実を核に、安心してこどもを育てられる支援の充実を目指します。さらに、子育てに関する情報提供の充実、親の多様な子育てニーズに対応できる支援の充実を目指します。

II こどもの元気な成長を支援するまち

質の高い教育・保育の実現を始め、低所得世帯のこどもへの支援、障がい児への支援の充実などを通じて、こども自身が健全に成長・発達できる環境を提供するための施策を充実させます。

III こどもの権利と最善の利益が守られるまち

こどもの権利を最大限に守るため、虐待や学校教育の場などでの不適切な指導、いじめなどに対する未然防止への具体的な取組を加速させるとともに、こどもや若者が権利の主体であることの情報提供や啓発を推進します。

IV こどもから若者まで切れ目のない支援を受けられるまち

こどもから若者に成長する途上で、その保護者を含めて継続的な支援を受けられるように、保健や医療、福祉や教育などの面での連携強化と一体化した支援の提供に努めます。



07 | 計画の数値目標

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標を以下のとおり設定します。目標値は、国の「こどもまんなか実行計画2024」と本市の現状を踏まえて設定しています。

目 標	現状値	目標値
「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合	19.4%	70.0%
「生活に満足している」と思うこども・若者の割合	こども 92.4% 若者 45.9%	こども 現状維持 若者 70.0%
「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合 (自己肯定感の高さ)	こども 63.0% 若者 67.4%	70.0%
社会的スキルを身に着けているこどもの割合	77.9%	80.0%
「自分には自分らしさというものがある」と思う こども・若者の割合	こども 74.4% 若者 70.2%	90.0%
「どこかに助けてくれる人がいる」と思う こども・若者の割合	こども 81.7% 若者 97.7%	こども 97.1% 若者 現状維持
「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思うこども・若者の割合	こども 75.5% 若者 77.5%	現状維持
「こども政策に関して自身の意見を聞いてもらえている」と思うこども・若者の割合	こども 22.9% 若者 19.9%	70.0%
「自分の将来について明るい希望がある」と思う こども・若者の割合	こども 61.9% 若者 45.0%	80.0%
「みよし市はこどもや若者が希望を持って暮らしていくことができるまちだ」と思う若者の割合	75.3%	現状維持
「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	22.2%	70.0%
「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合	74.6%	90.0%

※上記において、「こども」とは小学生及び中学生、「若者」とは15歳から39歳までとしています。

基本理念

全てのこどもの健やかな成長と こどもの想いをまんやかに 笑顔輝くまち みよし
 ～「いま」と「みらい」をつなぐまち～



重要施策

ライフステージを通じた重要施策

- 1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- 2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- 3 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- 4 こどもの貧困対策
- 5 障がい児支援・医療的ケア児等への支援
- 6 外国にルーツのあるこどもへの支援
- 7 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- 8 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

ライフステージ別の取組

- 1 こどもの誕生前から幼児期まで
- 2 学童期・思春期
- 3 青年期

子育て当事者への支援に関する取組

- 1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 2 地域子育て支援、家庭教育支援
- 3 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画への促進・拡大
- 4 ひとり親家庭への支援

重要テーマ

こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

- 1 遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着
- 2 こどもまんなかまちづくり
- 3 こども・若者が活躍できる機会づくり

- 4 こども・若者の可能性を拡げていくためのジェンダーギャップの解消

こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

- 1 子育て世帯の生活安定に資するための支援

- 2 教育の支援

障がい児支援・医療的ケア児等への支援

外国にルーツのあるこどもへの支援

- 1 児童虐待防止対策の更なる強化
- 2 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援

- 3 ヤングケアラーへの支援

- 1 こども・若者の自殺対策
- 2 こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備
- 3 こども・若者の性犯罪・性暴力対策

- 4 犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備
- 5 非行防止と自立支援

- 1 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保
- 2 こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

- 1 居場所づくり
- 2 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
- 3 誰もが安心して過ごし、学ぶことのできる質の高い公教育の充実
- 4 こどもの人権尊重とこども主体の教育の充実
- 5 いじめ防止・いじめ問題への対応
- 6 不登校のこどもへの支援
- 7 社会人になる前に必要となる知識に関する情報提供や教育
- 8 高校中退の予防、高校中退後の支援

- 1 高等教育の修学支援、高等教育の充実
- 2 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
- 3 結婚を希望する者への支援、結婚に伴う新生活への支援

- 4 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

子育てや教育に関する経済的負担の軽減

地域子育て支援、家庭教育支援

共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画への促進・拡大

ひとり親家庭への支援

09 || こども施策に関する重要施策

1. ライフステージを通した重要施策

1. こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

※ 全てのこども・若者に対して、こども基本法やこどもの権利条約、本計画の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や普及啓発に取り組むことにより、こども・若者が権利の主体であることを広く周知します。

※ こどもの教育、養育の場において、こどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進するとともに、こども・若者や子育て当事者、教育・保育に携わる者を始めとする大人を対象に、人権啓発活動を推進します。

2. 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

1. 遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着

年齢や発達に応じて遊び・体験の機会や場を創出し、体験学習や読書活動等についての取組を推進するとともに、こどもたちが規則正しい生活習慣や社会性を身に付け、健やかに成長できるよう、心身の健康と体力向上に向けた取組を推進します。

2. こどもまんなかまちづくり

▶ こどもや子育て当事者等、誰もが身近な場所で充実した活動ができるよう、こどもの遊び場の確保や、親同士・地域住民の交流を生み出す機会の創出などの取組を推進します。

▶ こどもたちが天候にかかわらず多様な体験ができる、雨天時での利用も可能な遊べる施設の整備を推進します。

3. こども・若者が活躍できる機会づくり

▶ グローバルな現代社会において、多様な文化、価値観を持つ多種多様な人々との接点が多くなることから、多様な文化、価値観を正しく理解し、相手を尊重するグローバル・シチズンシップに基づいた国際理解教育及び人権教育・道徳教育の推進に取り組みます。

▶ 経済のグローバル化、AIやIoT等の先端技術で経済をけん引できる人材の育成に向けて、小・中学校の個別最適・協働的な学びの一体的な充実を図る中で、新たな技術に対応した情報モラルを含む情報活用能力の向上を推進し、さらに、特定分野に特異な才能のあるこども・若者への支援を推進します。

▶ 将来の社会的自立を目指し、こども・若者のキャリア発達に努め、望ましいキャリア発達のを保障する教育を展開します。

4. こども・若者の可能性を拡げていくためのジェンダーギャップの解消

▶ 児童生徒の発達段階に応じ、男女平等や男女共同参画社会、人権の尊重、ジェンダー平等に関する理解を促進するための啓発活動を推進します。

▶ 性の多様性に関する多様な悩みに対応するための相談体制の整備や固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消に資する啓発や情報発信を推進します。



3. こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

- ※ プレコンセプションケア※の取組を推進するとともに、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し切れ目のない成育医療等の提供を推進します。 ※若い男女が将来のライフプランを考えて、日々の生活や健康に向き合うこと
- ※ 就学前から学齢期までの児童生徒に対し、こどもの成長や発達段階に応じた性教育を実施するとともに、妊産婦等への出産、子育てに関する健康教育の取組を推進します。
- ※ こどもの疾病の早期発見と早期治療を促進するために医療費助成等の支援を行います。
- ※ 将来の自立に向け、医療的ケア児が健常児と一緒に学ぶことのできる環境の整備に努めます。

4. こどもの貧困対策

1. 子育て世帯の生活安定に資するための支援

- ▶ 保護者の就労支援において、単に職を得るにとどまらず、所得の増大、職業生活の安定と向上のための支援、仕事と両立して安心してこどもを育てられる環境づくりを進めます。
- ▶ 子育て当事者の日々の生活を安定させる観点から、様々な支援を組み合わせて経済的支援の効果を高めるとともに、必要な世帯へサービスの利用を促していきます。
- ▶ 貧困の状況にあるこども・若者や子育て当事者が社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実や居場所づくりなど、生活の安定に資するための支援を進めます。

2. 教育の支援

- ▶ 全てのこども・若者が、家庭の経済状況に関わらず、質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばし、それぞれの夢に挑戦できるようにします。
- ▶ こどもが安心して多様な体験や遊びができる機会や学習する機会を確保し、必要な場合に支援に繋げるための取組を支援します。
- ▶ 学校や園、地域における関係機関及び団体が、要保護児童対策地域協議会、市教育委員会内の学校問題解決支援専門家チーム等の枠組みを活用して連携し、苦しい状況にあるこどもや若者を早期に把握し、支援に繋げる体制を強化します。
- ▶ 幼児教育・保育の無償化、義務教育段階の就学援助、高校生等や大学生等への修学支援により、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減を図るとともに、高校や大学中退を防止するための支援や中退後の継続的なサポートを強化します。
- ▶ 成人期への移行期に親からのネグレクト等により必要な援助が受けられず困難な状況にある学生等の若者にも目配り、支援を充実させます。



5. 障がい児支援・医療的ケア児等への支援等

※ ノーマライゼーション※ 社会の実現を目指し、障がい児、医療的ケア児が一人一人の教育的ニーズに応じて安全・安心に学ぶことができる特別支援教育の更なる充実に向けた取組を推進します。

※ 障がいのある人が障がいのない人と同等に生活し、ともに生き生きと活動できる社会を目指すという理念

※ 障がい児、医療的ケア児の社会的自立に向けたキャリア教育の充実を図るとともに、関係機関と連携して就労への移行支援の充実に努めます。

※ 障がい児、医療的ケア児及びその家族が身近な地域で安心して生活ができるよう、関係機関と連携を図り支援体制の構築に向けての取組を推進します。

※ 障がい児、医療的ケア児の保護者やきょうだいへの支援に取り組みます。

※ 障がい児支援を包括的に行うための中核的な施設として、児童発達支援センターの整備を推進します。

6. 外国にルーツのあるこどもへの支援

※ 日本語の初期指導体制をさらに充実させ、外国にルーツのあるこどもの学校や社会への適応を促します。

※ 外国にルーツのあるこどもの就学前の学びの場や、中学校卒業後のキャリア形成に向けた学びの場を創造する取組を推進します。

7. 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

1. 児童虐待防止対策の更なる強化

▶ 子育てに困難を抱える世帯を早期に把握し、支援に繋げていくとともに、子育て中の親の不安、負担、孤独を緩和するために、子育て親子の交流や育児に関する相談、情報提供を行い、支援を必要とする家庭に対して適切なサービスに繋がられるよう取組を推進します。

▶ 児童虐待に迅速かつ的確に対応するため、こどもの権利擁護を推進するとともに、虐待等により家庭から孤立した状態のこども・若者がそのニーズに合わせて必要な支援を受けられるよう取り組みます。

▶ 性被害の被害者等となったこどもの精神的・身体的な負担軽減等に取り組み、こどもからの聴取を適切に行えるよう、聴取を行う側の知見や技術の向上を図り、こどもが安心して話すことができる環境整備を進めます。

2. 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援

▶ 社会的養護を必要とするこどもの権利保障やこどもの意見表明権を尊重した環境整備を、教育や医療、福祉、警察等の関係機関と連携して行います。

▶ 施設や里親等の下で育った社会的養護経験者に対して、多職種・関係機関の連携による自立支援を進めるとともに、地域社会とのつながりをもてるよう支援します。虐待経験がありながらも社会的養護の経験がない若者についても支援の対象とします。



3. ヤングケアラーへの支援

▶ ヤングケアラーの問題は、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援に繋がっていきます。

▶ 家族のケアなどに係る負担を軽減又は解消するため、家庭に対する適切なアセスメントにより世帯全体を支援する視点を持った対策を推進します。

8. こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

1. こども・若者の自殺対策

自殺予防教育、こどもとの対話や学校で配布される一人1台タブレット端末の活用等による自殺リスクの早期発見、電話・SNS等を活用した相談体制の整備、遺されたこどもへの支援、こども・若者の自殺が増加する傾向にある長期休暇明け前後の集中的な啓発活動など、体制強化を図りながら、きめ細やかな相談支援等に取り組みます。

2. こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備

こどもが主体的にインターネットを利用できる能力や情報リテラシーを習得するための支援、こどもや保護者等に対する啓発、フィルタリングの利用促進、ペアレンタルコントロールによる対応の推進など、関係機関と協力してこどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備を呼びかけます。

3. こども・若者の性犯罪・性暴力対策

▶ 生命を大切にし、こどもを性暴力・性犯罪の加害者、被害者、傍観者にさせないための学校・園における生命(いのち)の教育を推進します。

▶ 相談窓口の一層の周知やこども・若者が相談しやすいSNS等の活用を推進するとともに、地域における支援体制の充実や継続的な啓発活動の実施を推進します。

4. 犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備

▶ こどもの生命と安全を守るため、有害環境対策、防犯・交通安全対策、製品事故防止、防災対策等を進めます。

▶ こども・若者が、犯罪、事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、体験的な学びを含め、発達に応じて、体系的な安全教育を推進するとともに、こどもの安全に関する保護者に対する周知啓発を進めます。

5. 非行防止と自立支援

▶ こども・若者の非行防止や、非行・犯罪に及んだこども・若者とその家族への相談支援、自立支援を推進するとともに、社会全体として非行や犯罪に及んだこどもや若者に対する理解を深め、育ちを見守る社会気運の向上を図ります。

▶ 学校や警察等の地域の関係機関・団体の連携を図り、また、保護観察の対象となったこども・若者に対する処遇の強化を図るとともに、保護司などとの連携の強化や体制の充実を図ります。



2. ライフステージ別の取組

1. こどもの誕生前から幼児期まで

1. 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保

- ▶ 不妊症や不育症など妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化、産前産後の支援の充実と体制強化を行います。
- ▶ 予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等が必要な支援を受けられるよう、児童相談所や関係機関とも連携しながら、取組を進めます。
- ▶ こども家庭センターにおいて、産前産後から子育て期までを通じた切れ目のない継続的な支援を提供できる体制を強化します。

2. こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

- ▶ 保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善や現場の負担軽減、職員配置基準の改善を進めます。
- ▶ 幼保小の関係者が連携し、こどもの発達にとって重要な遊びを通じた質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を実現します。
- ▶ 待機児童対策に取り組むとともに、特に3歳未満児の子育て当事者が地域の中で孤立しないよう、認定こども園、保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点など地域の身近な場を通じた支援を充実させます。
- ▶ こどもの状況を把握し、必要な教育・保育、子育て支援サービス等の環境整備を進め、利用に繋げていくとともに、病児保育の充実を図ります。
- ▶ 幼稚園、保育所、認定こども園の施設類型を問わず、安全・安心な環境の中で、幼児教育・保育の質の向上を図ることを通じて、障がいのあるこどもや医療的ケア児、外国籍のこどもを始め、様々な文化を背景に持つこどもなど特別な配慮を必要とするこどもを含め、一人一人のこどもの健やかな成長を支えていきます。

2. 学童期・思春期

1. 居場所づくり

- ▶ こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、こどもの居場所づくりに関する指針に基づき、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを推進します。
- ▶ 全てのこどもが地域で安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、児童館、公民館や図書館などの社会教育施設及び放課後児童クラブ、放課後こども教室など、地域におけるこどもの居場所の充実に努めます。
- ▶ 家庭及びこどものニーズに応じて、放課後のこどもの遊びと生活の場である放課後児童クラブと多様な体験活動の場である放課後こども教室の一体的な運営を充実させるとともに、クラブや教室の質・量の充実を図ります。

2. 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実

- ▶ こどもが地域において、いつでも安心して医療サービスを受けられるよう、小児医療体制の充実を図ります。
- ▶ 小児医療の関係者と成育過程にある者に対する医療、保健、福祉、教育等の関係者等との連携体制の構築を図り、医療的ケア児やその家族も含めた支援体制を確保する等、地域のこどもの健やかな成育の推進を図ります。
- ▶ こども・若者に対し、学校や保健所等において、医療関係者等の協力を得ながら、性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援を進めるとともに、予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援等を進めます。



3. 誰もが安心して過ごし、学ぶことのできる質の高い公教育の充実

- ▶ コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に進め、こどもを地域全体で育む「共育・協育」、学校を核とした地域づくりを推進します。
- ▶ 幼児から高齢者まで、ともにスポーツや文化・芸術等に親しむことができる環境の整備を学校と地域が協力して推進し、学校や地域におけるこどもの体力の向上や豊かなこころの醸成に資する取組を推進します。
- ▶ 「学校における働き方改革、教師の処遇改善、学校の指導・運営体制の充実、教師の育成支援の一体的推進」、「G I G Aスクール構想の着実な推進と学校D Xの加速」、「幼児期及び幼・保・小接続期の教育の質的向上」、「新しい時代の学びの実現に向けた学校施設等の整備」等を通して、質の高い教育を受けられる環境を整備します。
- ▶ 複雑化・多様化する現代的健康課題を抱える児童生徒に対し、よりきめ細かな支援を実施するため、養護教諭・栄養教諭の業務支援を推進するとともに、現代的健康課題に関する理解の増進や食に関する個別指導の充実等の取組などを通して、学校における健康教育を一層推進します。

4. こどもの人権尊重とこども主体の教育の充実

- ▶ こどもの人権を最大限に尊重し、教師による体罰や不適切な指導の根絶に向けた取組を強化します。また、教育活動全般を通して、情報モラル教育を含めたデジタル・シチズンシップ教育、多様性を認め包摂性に富んだグローバル・シチズンシップに基づいた人権教育・道徳教育の充実を図ります。
- ▶ ノーマライゼーション社会の実現を目指し、障がい児、医療的ケア児が一人一人の教育的ニーズに応じて安全・安心に学ぶことができるインクルーシブ教育を含めた特別支援教育や外国にルーツのあるこどもに対する日本語教育・適応支援、異能児童生徒への支援等の充実に向けた取組を推進します。
- ▶ 学校行事、児童・生徒会活動等の特別活動や総合的な学習の時間における探究活動において、自ら責任を持って主体的に集団作りや他者への貢献をする経験を繰り返し体験させる教育を推進します。
- ▶ 校則や学校における慣習の見直しにおいては、各学校がそれぞれの教育目標を達成するために必要な事柄をこども自身が考え、責任ある判断をすることを重視した指導を展開するよう促していきます。
- ▶ こどもの権利侵害からの救済及び回復を目的に、権利侵害を受けたこどもを適切かつ速やかに救済するためのこどもの権利擁護委員会を設置します。

5. いじめ防止・いじめ問題への対応

- ▶ いじめの未然防止のため、教育活動全般を通して、人権感覚やコミュニケーション能力、セルフ・エスティーム[※]、思いやり、生命の尊重等の道徳性や道徳的実践力の育成に努めます。 ※自尊心、自尊感情、自己肯定感等
- ▶ こども主体のいじめ防止に資する取組の実施、市いじめ防止基本方針に基づいたいじめの積極的な認知と早期の組織的対応、相談先の確保、関係機関等との連携の推進など、いじめ防止対策を強化します。
- ▶ SNSによる誹謗中傷を始めとするいわゆる「ネットいじめ」への対策のため、関係機関との連携を強化するとともに、デジタル・シチズンシップ教育の推進を図ります。
- ▶ 学校や地域だけでは解決できない問題に対応するため、市教育委員会内に学校問題解決支援専門家チームを立ち上げ、関係機関及び当該校のいじめ問題対策委員会と連携して、いじめ問題の解決を目指します。



6. 不登校のこどもへの支援

- ▶ 全てのこどもが教育を受ける機会を確保できるよう、学校内外の教育支援センターの設置促進・機能強化を図るとともに、ICT等を活用した学習支援、NPOやフリースクール等との連携など不登校のこどもへの支援体制を整備し、アウトリーチを強化します。
- ▶ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、市内外の専門相談機関、医療・福祉関係者などの専門家に、当該児童生徒や保護者がいつでも相談できる環境を整備します。
- ▶ 不登校のこどもの意見も聞きながら、不登校傾向を含めた不登校のこどもの数の増加に係る要因分析を行い、学校教育及び家庭教育の改善に生かします。

7. 社会人になる前に必要となる知識に関する情報提供や教育

- ▶ 職場体験・インターンシップ等の体験的な学習活動の場の提供、高校等における労働関係法令、社会保障制度の教育への出張授業等の取組を推進します。
- ▶ 様々な仕事・ロールモデルに触れる機会、社会人との交流の場、乳幼児と触れ合う機会などを創出し、こども・若者が自らのライフデザインを描けるよう、意識啓発や情報提供に取り組みます。
- ▶ 主権者教育、消費者教育、金融教育等の推進に寄与するため、高校段階の教育への協力体制を構築します。

8. 高校中退の予防、高校中退後の支援

- ▶ 中学校卒業時に、引きこもりや不登校状態の生徒とその保護者に対して、高校入学後の相談窓口や機関について周知します。
- ▶ 高校中退を予防するため、学習等に課題を抱える高校生の学力向上や進路支援、キャリア教育の充実、課題に応じて適切な支援に繋げるスクールソーシャルワーカーの配置推進など、市内及び近隣の高校が取り組む指導・相談への連携・協力を推進します。
- ▶ 地域若者サポートステーションやハローワーク等が実施する支援の内容について、中退したこどもに高校が情報提供を行うことができるよう連携・協力していきます。

3. 青年期

1. 高等教育の修学支援、高等教育の充実

- ▶ 高等教育修学支援、大学等における教育内容・方法の改善、在学中からの職業意識の形成支援、学生のキャリア形成支援やライフプランニング教育等に積極的に協力します。
- ▶ 大学等における学生の自殺対策などの取組や、障がいのある学生への支援を推進します。
- ▶ 幅広い学習者の要請に対応するための大学等における生涯学習の取組を促したり、学びの場を提供したりします。



2. 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

▶ 就職活動段階においては、マッチングの向上等を図ることで、不本意な早期離職を抑制しながら、キャリアの早い段階から新規学卒就職者等が集中的に職業経験を積んで、その後のキャリア形成のための基盤となる職業能力を培うことができるよう支援を行います。

▶ 離職する若者が早期に再就職し、その持てる能力を発揮できるよう、キャリア自律に向けた支援を行うとともに、ハローワーク等による若者への就職支援に取り組みます。

3. 結婚を希望する者への支援、結婚に伴う新生活への支援

出会いの機会・場の創出支援について効果の高い取組、結婚に伴う新生活のスタートアップへの支援を推進します。

4. 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

▶ ニートやひきこもりの状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談体制の充実を図ります。

▶ こころのSOSサインに気づいた時の対処の仕方を始め、こころの健康や病気、相談支援やサービスに関する情報、悩みや不安を抱える友達を相談支援やサポートに繋げることができるような情報等について学生を含む若者に周知します。

3. 子育て当事者への支援に関する取組

1. 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

幼児教育・保育の無償化や給食の無償化、一人1台タブレットや副教材の公費購入、高校等の授業料支援、高等教育の修学支援など、幼児期から高等教育期まで切れ目のない負担軽減を実施します。

2. 地域子育て支援、家庭教育支援

※ 地域学校協働本部への支援を通して、行政区や地域の団体と一緒に子育てに関する活動を支えます。

※ オンラインも活用した相談やプッシュ型の情報提供を行うとともに、親としてのこどもとの関わり方の工夫や体罰によらないこどもの人権に配慮した子育てに関する啓発を進めます。

※ 一時預かり、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッターに関する取組を推進するとともに、地域学校協働本部と連携して家庭教育支援チームの立ち上げを図るなど、保護者に寄り添う家庭教育支援を推進します。

※ 不安や悩みを抱える子育て当事者やその家族に対し、ストレスの軽減やこころの健康を維持するための相談体制の整備を図るとともに、普及啓発や必要な情報発信を行い、相談しやすい環境づくりを促進します。



3. 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画への促進・拡大

- ※ 子育て支援に積極的に取り組み、仕事と育児の両立、地域の子育てを応援する事業所を認定する取組を実施します。
- ※ 女性、男性ともに、希望どおり、気兼ねなく育児休業制度を使えるよう、組織のトップや管理職の意識を変え、仕事と子育てを両立できる環境づくりを進めていきます。
- ※ 長時間労働の是正や働き方改革を進めるとともに、男性の家事・子育てへの参画の促進、企業の福利厚生の充実を図ることにより、女性に一方的に負担が偏る状況を解消し、女性と男性がともにキャリアアップと子育てを両立できるよう環境整備を進めます。

4. ひとり親家庭への支援

- ※ 当事者の声を取り入れ、ひとり親家庭に対する偏見や差別のない、当事者に寄り添った相談支援を行います。
- ※ こどもにとって不利益が生じることのないよう、こどもの最善の利益を考慮しながら、安全・安心な親子の交流を推進するとともに、養育費の履行確保のため、養育費に関する相談支援や取決めの促進について強化を図ります。
- ※ 相談に来ることを待つことなくプッシュ型による相談支援を行うことや、様々な課題にワンストップで必要な支援に繋げることができる相談支援体制を強化します。
- ※ ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等を適切に行いつつ、こどもが不利益を被らない子育ての実現に向けた支援を展開します。

4. こども・若者の社会参画・意見反映

1. 市の政策決定過程へのこども・若者の参画促進

- ※ こども・若者の意見を政策に反映させるための取組（『こども若者★いけんぷらす』）の周知や、国が作成した「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」に基づく、こども・若者の社会参画の促進と、意見を聴く取組を行います。
- ※ こどもや若者が自由に意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成に取り組み、こども・若者の意見を表明する権利について広く周知啓発するとともに、こどもや若者が理解しやすくアクセスしやすい多様な方法でこども施策に関する十分な情報提供を行います。
- ※ 様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者、低年齢のこども、意見を表明することへの意欲や関心を必ずしも高く持てないこどもや若者も、安心して意見を表明し、その意見が施策に反映されるよう、意見聴取に係る多様な手法を検討するとともに、十分な配慮や工夫をします。
- ※ こどもの意見表明の機会として、小学生、中学生、高校生による、みよし市こども会議を開催します。

2. 社会参画や意見反映を支える人材の活用

こどもや若者が意見を言いやすい環境を作るため、安全・安心な場を作り、意見を引き出すファシリテーターを積極的に活用するように努めます。



5. こども施策の共通の基盤となる取組

1. こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援

- こども・若者の健やかな育ちや困難に対する支援、子育て支援に携わる担い手の確保、育成、専門性の向上を図ります。
- 地域における身近な大人だけでなく、ボランティアやピアサポートができる人材など、多様な人材の確保と育成に努めます。
- こども・若者の健やかな育ちや子育て支援に携わる民間団体や行政機関の連携強化を図ります。

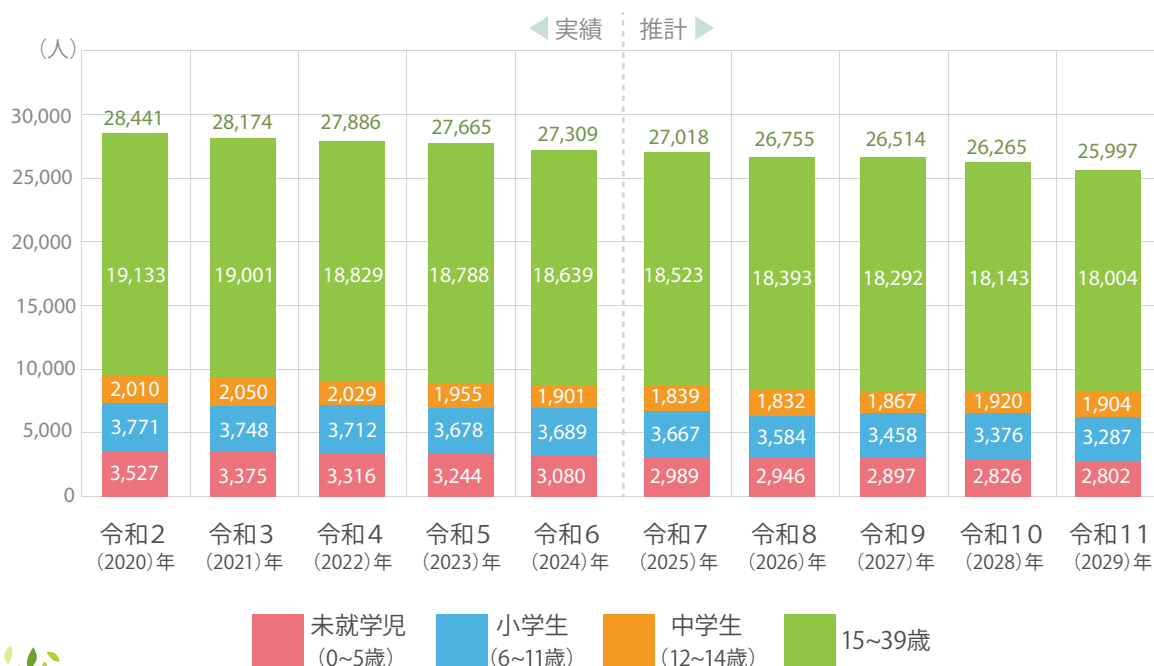
2. こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

- こどもや若者、子育て当事者が気兼ねなく様々な制度や支援メニューを利用できるよう、全ての人がこどもや子育て中の方々を応援するといった社会全体の意識改革を図ります。
- 「こどもまんなかアクション」の推進のため、取組内容の周知に努めます。
- 様々な取組を通じてこどもや子育て当事者を社会全体で支える気運を醸成していきます。

10 将来こども人口推計

コーホート変化率法を用いこども人口の推計を行いました。

本市のこども・若者の人口は、令和6（2024）年まで減少が続いており、さらに、令和7（2025）年以降も減少が続く見込みです。



1. 教育・保育の量の見込みと確保の内容

教育・保育の提供体制の確保については、以下のとおりです。

1. 幼稚園

- ▶ 市内の私立幼稚園との連携を強化し、定員の確保に努めます。
- ▶ 2号認定による利用見込みについては、幼稚園における長時間・通年の預かり保育により対応します。

区 分			令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	1号	3～5歳	630	628	613	581	572
	2号		50	50	48	46	44
	他市町村児童の受入		460	460	460	460	460
	東郷町		180	180	180	180	180
	日進市		280	280	280	280	280
	計		1,140	1,138	1,121	1,087	1,076
確保の内容	1号	3～5歳	1,451	1,451	1,451	1,451	1,451
	2号		75	75	75	75	75
	計		1,526	1,526	1,526	1,526	1,526

2. 保育園

- ▶ 増加傾向にある0～2歳児について、既存の保育園の定員配分を臨時的に見直し、0～2歳児の定員を増やします。
- ▶ 老朽化した城山保育園に関しては、移転して新たな施設を設置することとし、令和8(2026)年度に開所できるよう事業を着実に進めます。
- ▶ 保育ニーズの多様化に対応するとともに、市の財政負担軽減を図るため、公立保育園の民間移管を計画的に進めます。

区 分			令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	2号	3～5歳	885	873	842	794	781
	3号	0歳児	68	79	79	79	77
		1歳児	227	222	231	231	231
		2歳児	256	262	261	261	261
	計		1,436	1,436	1,413	1,365	1,350
確保の内容	2号	3～5歳	945	946	915	899	899
	3号	0歳児	80	98	98	98	98
		1歳児	263	269	269	269	269
		2歳児	286	292	292	292	292
	計		1,574	1,605	1,574	1,558	1,558

2. 地域子ども・子育て支援事業の概要

01. 時間外保育事業

保育認定を受けた児童について、通常の利用時間以外の時間に、保育園等において保育を実施する事業です。延長保育事業として実施しています。

03. 子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

05. 一時預かり事業(幼稚園)

幼稚園在園児を対象とした一時預かり事業を実施しています。

07. 病児・病後児保育事業

病気やけがの回復期の児童又は回復期に至らない児童を家庭で保育ができないとき、一時的に預かり、保護者の子育てと就労との両立を支援する事業です。

09. 利用者支援事業(こども家庭センター型)

妊娠期から、子育てに関する情報提供や相談等の必要な支援を行っています。要支援妊婦には「支援プラン」を作成し、電話や訪問により継続的にフォローするとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

11. 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

13. 実費徴収に係る補足給付を行う事業

教育・保育給付認定保護者に対する日用品や文房具等に要する費用の補助及び施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用の補助を行う事業です。

15. 子育て世帯訪問支援事業

家事、子育て等に対して不安や悩みを抱える子育て家庭又は妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事、子育て等の支援を実施する事業です。

17. 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱える保護者等に対して、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等の必要な支援を実施する事業です。

19. 産後ケア事業

出産後1年未満の心身ともに不安定になりやすい時期に、産科医療機関や助産院、自宅において助産師等の専門的なサポートを受けることができます。
デイサービス(日帰り)型、宿泊型、訪問型の3種類があります。

02. 放課後児童健全育成事業

保護者が就労などの理由で昼間家庭にいない小学生に対し、自主活動や遊びを中心とした活動等を通して、健全な育成を図る事業です。

04. 地域子育て支援拠点事業

親子が交流するための事業を実施し、子育てを応援したり、育児不安や子育ての様々な相談を受けたりしながら家庭訪問や子育て支援を行う事業です。

06. 一時預かり事業(幼稚園以外)

就学前児童全般を対象とした保育園での一時預かり、ファミリー・サポート・センターでの一時預かり等による一時預かり事業を実施しています。

08. 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の一時預かり等の援助を受けることを希望する者(依頼会員)と当該援助を行うことを希望する者(援助会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

10. 妊婦に対する健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

12. 養育支援訪問事業

養育者が身体的・精神的な不調、若年の妊婦や望まない妊娠等で、出産や育児に不安や問題を抱えている家庭に対し、必要な相談支援を行い、自立した生活ができるように支援を行う事業です。

14. 多様な事業者の参入促進・能力開発事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要なこどもの受け入れ体制を構築するための事業です。

16. 児童育成支援拠点事業

家庭や学校に居場所のない児童等に対して居場所となる場を提供し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

18. 妊産婦等包括相談支援事業

妊娠期から出産後、子育て期まで切れ目ない支援を実施し、妊娠・出産・子育ての不安を軽減し、孤立感の予防に努めます。

20. こども誰でも通園制度

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付事業です。

3. 地域子ども・子育て支援事業の確保の内容

地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保については、以下のとおりです。

上段：量の見込み 下段：確保の内容

区 分	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
時間外保育事業	人	446	440	432	421	418
		446	440	432	421	418
放課後児童健全育成事業	人	775	775	755	753	759
		775	775	755	753	759
子育て短期支援事業	人日	67	67	67	67	67
		67	67	67	67	67
地域子育て支援拠点事業	人回	6,618	6,513	6,541	6,613	6,600
		8,160	8,160	8,160	8,160	8,160
一時預かり事業(幼稚園)	人日	14,124	14,061	13,564	12,926	12,534
		49,000	49,000	49,000	49,000	49,000
一時預かり事業(幼稚園以外)	人日	7,785	7,519	7,311	7,018	6,906
		8,730	8,730	8,730	8,730	8,730
病児・病後児保育事業	人日	81	79	78	76	75
		729	729	729	729	729
子育て援助活動支援事業	人日	1,244	1,226	1,211	1,191	1,183
		1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
利用者支援事業	か所	1	1	1	1	1
		1	1	1	1	1
妊娠に対する健康診査	人	480	485	487	495	490
		480	485	487	495	490
乳児家庭全戸訪問事業	人	480	485	487	495	490
		480	485	487	495	490
養育支援訪問事業	人日	105	105	105	105	105
		105	105	105	105	105
実費徴収に係る補足給付を行う事業	人	85	85	85	85	85
		85	85	85	85	85
多様な事業者の参入促進・能力開発事業	か所	3	3	3	3	3
		3	3	3	3	3
子育て世帯訪問支援事業	人日	20	20	20	20	20
		20	20	20	20	20
児童育成支援拠点事業	人	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0
親子関係形成支援事業	人	12	12	12	12	12
		12	12	12	12	12
妊産婦等包括相談支援事業	回	1,440	1,455	1,461	1,485	1,470
		1,440	1,455	1,461	1,485	1,470
産後ケア事業	人日	300	300	300	300	300
		300	300	300	300	300
こども誰でも通園制度	人日	—	8,505	11,421	11,421	11,421
		—	8,505	12,150	14,823	14,823



みよし市のホームページアドレス及び QR コード
<https://www.city.aichi-miyoshi.lg.jp/>



【編集・発行】

みよし市 こども未来部 こども政策課
TEL 0561-32-8034
FAX 0561-76-5103



令和7(2025)年3月

みよし市